

昭和二十二年八月十五日
答 弁 第 四 号

(質問の 四)

内閣衆甲第八〇号

昭和二十二年八月十五日

内閣総理大臣 片山 哲

衆議院議長 松岡 駒吉 殿

衆議院議員榊原亨君提出凶悪犯人保釈出所に関する質問に対し別紙答弁書を送付する。

衆議院議員榊原亨君提出凶悪犯人保釈出所に関する質問に対する答弁書

日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に関する法律は、保釈制度につき別段の改正を加えなかつたが、新憲法施行以來保釈制度の運用においても、新憲法の人権尊重の精神を濼み、保釈人員の増加を來していることは、否定し難いところである。然しながら最近の統計によると、昭和二十一年一月から昭和二十二年六月までの水戸地方裁判所外二十二地方裁判所における盜犯保釈総人員五、〇三〇人中保釈を取り消された人員は、七二人に過ぎず仮にその全部を再犯と仮定しても、これを同一期間中の全國盜犯発生件数一、六九七、〇八七件、盜犯檢挙件数七七三、一六〇件に比較すると、再犯のため保釈を取り消された人員は、極めて僅少と言わなければならず、必ずしも、本件質問主意書に掲げられた数字によつて、全般の傾向を推論し難いものと思われる。

なお、第一回国会に提出された刑法の一部を改正する法律案によれば、刑法第五十五條が削除されるので、今後所謂連続犯は一罪として処断されるとの考から犯罪を繰り返す虞はなくなるものと考えらる。

然しながら、強竊盜等の凶悪犯人が保釈後同一犯罪を繰り返すということは、治安上看過し得ないところであるので、目下司法省において立案準備中の刑事訴訟法改正法律案においては、十分この点についても研究したいと考える。

なお、参考のため左記保釈、同取消人員数並びに取消事由調を添附する。

昭和二十一年一月
至昭和二十二年六月

保釈、同取消人員数並びに取消事由調

区 地方裁判所 管内別	保釈人員			保釈取消人員			取消事由				
	内 総人員	内 刑法犯	内 盜犯	内 総人員	内 刑法犯	内 盜犯	再犯	逃亡又は おぼえられ	居住制限 違反	召喚せ にず	証憑 滅失
水戸	615	416	199	1	1	1		1 (1)			
宇都宮	874	612	415	3	3	3		3 (3)			
前橋	858	322	219	3	2	1		3 (1)			
甲府	528	395	126	3	3	2			2 (1)	1 (1)	

長野	360	222	108	7	5	3			4	3
									(3)	
新潟	609	418	266	10	10	7			10	
									(7)	
京都	1,121	975	621	17	16	16			17	
									(16)	
和歌山	436	356	210							
福井	189	156	103	2	2	2			2	
									(2)	
廣島	1,386	1,198	907	26	22	18			26	
									(18)	
山口	136	127	67	3	2	1	1		2	
									(1)	
鳥取	133	65	32	1	1	1	1		1	
									(1)	
松江	405	195	118							
仙台、福島、 山形、盛岡、 秋田、青森、 計	2,628	1,833	1,089	32	23	10	2		22	
									(8)	
札幌	764	439	333	11	10	7	6		3	
									(1)	
函館	182	144	99				5		3	
									(2)	
									(1)	
										2

旭川	295	178	94	1							
釧路	70	59	24								
計	11,107	8,140	5,030	120	100	72	20 (13)	52 (34)	38 (23)	4 (2)	6

備考 1 取消事由欄括弧内の数字は盗犯に関するものを示す。

2 本期間については資料の存する上記廳名のみにつき調査した。